



第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

国は、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、将来にわたって活力ある社会を維持する地方創生に一体となって取り組むため、平成26年（2014）に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

併せて、令和42年（2060）に1億人程度の人口の維持など中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、その実現に向けた5か年の目標や施策の基本的方向及び具体的な取り組み等をまとめた「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年（2015）に策定し、人口減少対策に取り組んできました。しかし、少子高齢化や東京一極集中の緩和には至らず、令和元年（2019）には「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめました。

本町においても平成27年度（2015）に「軽井沢町人口ビジョン」において令和42年（2060）までの長期的人口動向を展望するとともに、5年間の取り組みを示す「軽井沢町地方創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んできたところです。

第1期総合戦略を踏まえて、今回新たに「第2期軽井沢町地方創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）を策定し、今後5年間の地方創生の方向性等を定め、より強力に本町における自律的で持続的な社会を創生していきます。

2. 総合戦略の位置づけ

〈法的位置づけ〉

第2期総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき策定するものです。

「人口減少（ひと）」と「地域経済縮小（しごと）」の克服や「人口減少社会に適応した活力あるまちづくり（まち）」を進めるため、人口減少対策に重点を置いた施策の基本的な方向性や方針、目標、指標などを定めます。

〈長期振興計画との関係〉

長期振興計画は、町政の全般にわたる施策を総合的に推進するための計画であるのに対し、総合戦略は、人口政策、地方創生に特化した計画です。

また、長期振興計画は町の最上位計画であり、人口政策に関する施策も含まれていることから、長期振興計画との整合を図り、人口対策に関する施策を分野横断的に抽出し、地方創生に資する基本目標等を定めた上で、関連する事業を重点的に推進することとします。

3. 計画の期間

計画期間については、第6次長期振興計画の「前期基本計画」と整合させ、令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や政策・施策・事業の進捗などにより必要に応じて見直します。



まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生^(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める